

令和7年度 習志野市教育行政方針

習志野市教育委員会では、令和2年3月に「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を基本目標とする「習志野市教育振興基本計画(令和2年度～令和7年度)」を策定いたしました。

基本目標の実現に向けた4つの【政策】及び18の【基本方針】に基づき、学校・家庭・地域社会が連携・協働して、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、すべての世代の市民が夢をもって学習活動に取り組むことができる生涯学習の構築に努めてまいります。

「習志野市教育振興基本計画」における 4つの【政策】及び18の【基本方針】

【政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進】

〔幼児教育の向上〕

- 基本方針 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上
2 子育て・子育て支援の充実
〔学校教育の向上〕

- 基本方針 3 信頼を築く習志野教育の進展
4 子どもの生きる力を育む教育の充実
5 子どもを未来につなげる教育の展開
6 魅力ある市立高校づくり

【政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進】

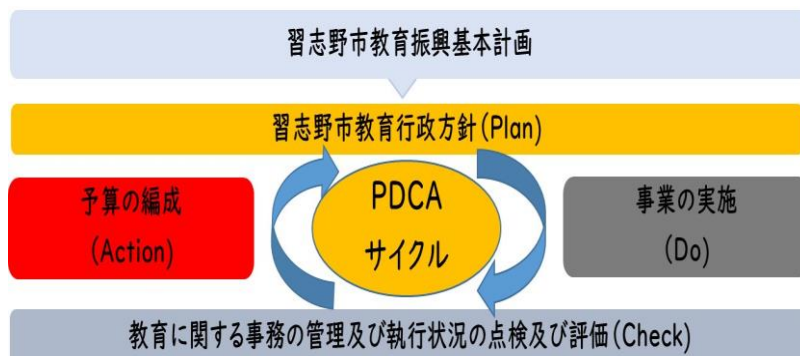
- 基本方針 7 生涯学習推進のまち習志野の推進
8 芸術・文化活動の振興
9 文化財の保存と活用
10 青少年健全育成の推進
11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進

【政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進】

- 基本方針 12 家庭教育力の向上
13 地域に開かれた学校づくり
14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

【政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備】

- 基本方針 15 安全で潤いのある学校環境の整備
16 社会教育施設の再編・整備
17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備
18 教育行政の効率的・効果的な展開



令和7年度 習志野市教育行政方針

「令和7年度 習志野市教育行政方針」は「習志野市教育振興基本計画(令和2年度～令和7年度)」の年次計画に相当し、令和7年度における重点を示すものです。(○は継続、◎は新規)

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	(1)社会の変化に対応した幼児教育の推進【施策番号1】 ① 主体性を育む教育課程を編成します。 ○ 主体性を育てる計画的で創意工夫のある環境づくりに努めます。 ○ 幼稚園教育要領等を踏まえ、次代の要請に応じた教育・保育を推進します。 ② 幼児一人一人の発達と理解に基づいた教育活動を展開します。 ○ 発達の特性を踏まえ、見通しをもった指導計画の実践・見直し・改善に取り組みます。 ③ 体験を重視した教育活動を行います。 ○ 豊かな自然環境の中で幼児がさまざまな事象に興味や関心をもち、充実感を味わえる教育活動を行います。 ④ 言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動を行います。 ○ 絵本の読み聞かせ、図書館との交流、ボランティアによるお話会等を通して、幼児期における言語環境を整え、豊かな感性や言語表現能力を育てます。 ⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修を推進します。 ○ 職務別研修、保育実践研修、新任者研修、幼保合同特別研修等を計画的に実施します。 ○ 各園の研究テーマに向けて園内研究や公開研究会を実施し、よりよい指導方法を学び、指導力の向上を図ります。 ○ 各園の課題を踏まえた研究研修の充実のため指導主事が要請により訪問します。 ○ 園内研究や研修において、ICT活用を推進し学びの充実を図ります。	こども保育課 こども保育課 こども保育課 こども保育課 こども保育課
		(2)「健康な心と体」を育てる教育の推進【施策番号2】 ① 健康な心と体を育む身体活動を推進します。 ○ 幼児期運動指針を踏まえ、楽しく体を動かす環境づくりや指導法の工夫に努めます。 ○ 健康な心と体を育てる食育の推進や保護者との連携による基本的生活習慣の定着に努めます。 ② 自他を思いやり、命を大切にする人権教育の充実を図ります。 ○ 幼児期にふさわしい道徳性や規範意識の芽生えを培う教育を推進します。 ③ 自分の健康に対する意識をもたせる健康教育の充実を図ります。 ○ 栄養士や看護師による食育や健康教育の実施、保護者との連携による基本的生活習慣の定着に努めます。	こども保育課 こども保育課 こども保育課
		(3)幼児の安全・安心を守る教育の推進【施策番号3】 ① 安全教育を推進します。 ○ 防災マニュアルの内容の見直しや改善を図り、避難訓練、防災訓練を計画的に実施します。 ② 安全管理を推進します。 ○ 訓練や日々の生活を通して、危険予知、危険回避が身につくように、幼児が理解できる安全教育を実施します。	こども保育課 こども保育課

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	(4)特別支援教育の推進【施策番号4】 ① 特別支援教育の更なる充実を図ります。 ○ 特別な支援を要する幼児を含む学級の教育・保育の質的向上を図るため、こども保育課職員と臨床心理士による訪問支援を実施します。 ② 関係機関との連携と研修体制の充実を図ります。 ○ 特別支援教育コーディネーターを中心に幼児の困り感や対応及び学級運営や環境について学び、支援の強化に努めます。 ○ 就学及び特別支援に関する研修や、相談活動の充実と保護者支援に努めます。	こども保育課 こども保育課
		(5)幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進【施策番号5】 ① 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に努めます。 ○ 各地域における幼保こ小の連携の一層の推進に努めます。 ○ 幼保こ小相互の教育・保育に生かす研修会の充実に努めます。 ○ 小学校への円滑な接続に向けて、スタートカリキュラムの事例作成を行うとともに、習志野市接続期カリキュラムの見直しを行います。	こども保育課 指導課
	2 子育て・子育て支援の充実	(1)多様なニーズに対応した子育て支援の推進【施策番号6】 ① 家庭・地域での子育て支援を推進します。 ○ 幼児の変化や保護者の様子から、虐待等の兆候の早期発見に努め、関係機関と連携を図ります。 ○ 地域のボランティアとの連携により「子育てふれあい広場」や園独自の施設開放の充実を図り、情報発信や育児相談等、地域の子育て支援を支えます。 ② 預かり保育の内容の充実を図ります。 ○ 長期休業中を含めた預かり保育の実施を継続し、保護者のニーズにこたえていくとともに、幼児の一日の生活の流れに配慮し、安定した豊かな時間を過ごせるように環境の工夫に努めます。	こども保育課 こども保育課
		(2)家庭・地域との連携の強化【施策番号7】 ① 地域に根ざした園づくりを推進します。 ○ 地域の行事に参加することで地域を知り、地域に根ざした園経営に努めます。 ○ 家庭、地域に信頼される幼稚園運営に向けて、関係者による評価を教育・保育の見直し・改善に反映するように努めます。 ○ 保護者連絡アプリを活用し、即時性のある情報や写真等の発信により、教育活動のさらなる理解につながるよう、家庭への効果的な配信に努めます。	こども保育課
3 信頼を築く習志野教育の進展		(1)いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展【施策番号8】 ① 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」を推進します。 ○ 児童生徒が自ら学ぶ意欲をもち、達成感や充実感を味わい、自己理解に努め、自己実現を図れるよう、授業改善を図ります。また、教育活動の基盤である学級経営において児童生徒理解を重点に行っていきます。 ○ 教員や児童生徒（児童生徒同士も含む）の共感的人間関係の構築とお互いの個性や多様性を認め合い安心して授業や学校生活が送れる風土の醸成を基盤に、一人一人が自己存在感を持てる場面や、自己決定する場面のある、生徒指導の機能を生かした授業を実現します。 ○ 不登校児童生徒一人一人の状態を捉え、共有し、個々の状況に応じた具体的な指導・支援ができるよう、迅速に組織で対応します。また、一人一人が自己肯定感や自己有用感を感じることができたり、安心できたりする「居場所づくり」として校内教育支援センターの全校配置を推進し、社会の中で自立して生きていくことができる力や意欲を育みます。	指導課

[illegible]

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	3 信頼を築く習志野教育の進展	(2) 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展【施策番号9】 ① 特別支援教育の充実を図ります。 ○ 学校全体として特別支援教育についての理解や認識が深まり、支援を必要とする児童生徒に対して、合理的配慮の提供や学習環境等のユニバーサルデザイン化、教育的ニーズに応じた指導・支援体制が充実するよう、校内教育支援委員会と関係機関との連携・協力を推進します。 ○ 発達や障がいに関する相談や、特別な支援を受けるための就学相談等を丁寧に行い、適切な支援や適正な就学のために、専門的な知識等をもって相談に取り組んでいきます。 ○ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学や支援に関して、学校や保護者へ専門的な助言を行えるよう、教育支援委員会の開催回数を増やすなど、機能の充実を図ります。 ○ 児童生徒一人一人の障がいの特性に応じた切れ目のない支援を行うため、特別支援学級や通級指導教室など、連続性のある多様な学びの場の充実を目指し、環境の整備について検討を進めます。 ○ 社会性や豊かな人間性を育み、教科等のねらいの達成を目的として、一人一人の発達段階に応じて教科の学習行事への参加など、交流及び共同学習を実施します。また、多様性を尊重する機会とするため、共生社会の形成に向けて、個別の指導計画を活用し、コミュニケーション能力、集団での活動力育成など、目的・意図を明確にした交流及び共同学習の取り組みを推進します。 ② 就学に係る校内教育支援委員会等の機能の充実を図ります。 ○ 校内支援体制の整備や、特別支援教育コーディネーターを中心とする効果的な組織の運用を促進します。 ○ 就学に関する手続きは指導課、就学相談に関しては総合教育センターで行い、保護者や学校に対して情報提供や指導の充実を図ります。 ③ 発達障がいなどに対する支援を推進します。 ○ 学校訪問や学校との相談の機会を拡充し、学校との情報共有と連携強化に努めます。 ○ 「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成状況を把握し、効果的かつ実効性のある計画の活用を確実に進めるとともに、それぞれの計画の機能を生かして、保護者や関係機関（子育てや福祉関係の部署）との連携を深め、児童生徒一人一人のニーズを踏まえた指導・支援の充実を図ります。 ○ デジタル教科書を配備することで、児童生徒の興味・関心・意欲を高め、デジタルの良さを効果的に活用しながら個別最適な学びの支援を充実させていきます。 ④ 特別支援教育の理解啓発のための研修の充実を図ります。 ○ すべての教員が特別支援教育に関する専門性を高め、適切な指導・支援が行えるようになることを目指し研修会の充実を図ります。 ⑤ 特別支援教育支援員の適切な配置に努めます。 ○ 支援を必要とする児童生徒の状況に応じて、適切な配置を行うとともに、特別支援教育支援員の資質向上や教職員との連携強化に向けて、研修会の内容等の工夫に努めます。	指導課 総合教育センター 指導課 総合教育センター 指導課 総合教育センター 指導課 指導課

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	3 信頼を築く習志野教育の進展	(3) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展【施策番号10】 ① 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実を図ります。 ○ 教職員の資質向上に向け、教職経験や職務に応じた研修内容の充実を図ります。 ○ 教職員自らが、自主的に取り組む子どもの生きる力を育むための研修体制づくりを進めます。 ○ 若年層教職員に対しては、教職経験5年を経るまでに、教科指導や学級づくりの基礎基本、職員間の対人関係形成能力を身に付けられるようにし、教職員としての指導力の向上を図ります。 ○ 教職未経験の臨時的任用講師に対して、学習指導や生徒指導に関する指導力向上を図ります。 ② 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修を推進します。 ○ デジタル教科書・教材による授業力の向上と学力向上のための学習方法について支援します。 ○ 各教科ごとに、具体的なタブレット端末の活用実践を共有し、広めます。 ○ 児童生徒のニーズに対応して教育相談や特別支援教育、情報活用能力など、学校現場のさまざまな課題に対応できる教職員の指導力向上を推進します。	総合教育センター 学務課 総合教育センター 指導課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	4 子どもの生きる力を育む教育の充実	(1) 確かな学力を保障する教育の推進【施策番号11】 ① 個に応じた指導の充実を図ります。 ○ 自分の考えを自身の言葉で伝える資質・能力の育成を図るために、授業の振り返り等で自分の考えを書く時間を確保したり、話し合い等で互いの意見を伝え合う活動を意図的・計画的に取り入れたりするよう努めます。 ○ 児童生徒の実態を的確に把握し、少人数指導やチーム・ティーチングによる指導などを工夫して、児童生徒の個に応じた指導を推進します。また、配慮を必要とする児童生徒への適切な支援の推進に努めます。 ○ 日本語指導教室での日本語指導や、言語・文化指導者を派遣して、日本語を母語としない児童生徒の困りごとに応じて言語及び学校生活への適応を支援することで、個に応じた指導の充実に努めます。 ○ 1人1台のタブレット端末やデジタル教科書を効果的に活用して、児童生徒の個に応じた学習を推進します。AI型デジタルドリルを活用し、個別最適な学びを推進します。 ② 指導と評価の一体化を図ります。 ○ 児童生徒の「わかる・できる」までの過程を重視し、児童生徒のよさや可能性、進歩の状況を積極的に評価するように努めるとともに、評価の結果に即して指導内容や指導方法を適切に改善するなどして、指導と評価の一体化を図り、児童生徒一人一人にきめ細かく対応できるようにしていきます。 ○ 文部科学省の委託事業「教員育成指標等の策定のためのモデル事業」の報告書にある指導例を参考にし、教員の授業力の評価方法の改善に努めます。	指導課 総合教育センター 指導課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	4 子どもの生きる力を育む教育の充実	③ 児童生徒の学力の分析と指導方法の改善を図ります。 ○ 習志野市学力向上推進委員会において、全国学力・学習状況調査の結果分析を通して、本市児童生徒の学力の傾向や変容を把握します。その上で、明らかになった課題について「ならしの学力向上プラン」としてまとめ、指導方法の改善策を教務主任研修や教科会議等を活用して市内各小・中学校に周知するとともに、学校訪問で指導主事が指導助言に努めます。 ④ 緊急時における学びの保障を図ります。 ○ 感染症や自然災害等により通常の登校ができない時には、学習機会の確保の一つとして1人1台タブレット端末を活用し、学校がオンラインで家庭とつながることができるよう支援します。	総合教育センター 指導課 総合教育センター
		(2) 豊かな心を育む教育の一層の推進【施策番号12】 ① 豊かな体験活動の充実を図ります。 ○ 宿泊自然体験学習の内容の工夫を図り、友達と協力する喜びや、やり遂げる喜びなど、感動あふれる体験活動を支援します。 ○ 小学校4・5・6年生において、宿泊自然体験学習を実施します。実施に際しては、宿泊時の宿舎での安全指導の徹底を図ります。 ○ 児童生徒の豊かな体験を実現するために、富士吉田青年の家と連携した宿泊自然体験学習の可能性を検討していきます。 ◎ 検証校を設定し、新たな宿泊自然体験学習の実施場所について検討・検証します。 ○ 教職員を対象とした幼稚園・保育所(園)・こども園・小学校・中学校連携研修の成果を活用して、児童と就学前児との交流学習を更に充実させます。 ○ 中学校の技術・家庭科の学習による保育体験など、異年齢との交流を通じた学習の充実に努め、思いやりの心や人間関係を築く力の基礎を培います。 ○ わくわく学びランドでは、市内にある高等学校や大学等と連携した科学教室を実施、退職校長会の協力による学習教室等を実施するなど、児童生徒の学びに対する興味関心を高める工夫をします。 ② 学校、家庭、地域と連携した道徳教育の充実を図ります。 ○ 道徳教育推進教師の役割を明確にし、学校の教育活動全体で進める道徳教育の一層の充実に努めます。 ○ 千葉県教育委員会作成の「映像教材」等の活用を促進し、道徳科の年間指導計画の充実を図るとともに、研修等を通じて、道徳科に関する教員の指導力向上を図ります。 ○ 学校、家庭、地域が連携した、あいさつ運動やごみゼロ活動など、学校、家庭、地域との協働活動を通じた児童生徒の道徳性の涵養を図ります。 ③ 学校人権教育の充実を図ります。 ○ 千葉県教育委員会作成の資料「大切な自分 大切なあなた」を学校に周知し、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育みます。 ○ 教職員の人権意識を高めるとともに、人権教育に関する指導力の向上に向けて、千葉県教育委員会研修事業等を活用し、推進役となるリーダー層の育成を図ります。	学務課 指導課 こども保育課 総合教育センター 鹿野山少年自然の家 指導課 指導課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	4 子どもの生きる力を育む教育の充実	○ インクルーシブ教育やLGBT等の性的マイノリティーに関する教育など、日々の学校生活における喫緊の課題について、組織的な対応を進めます。 ○ 教育相談やSOSの出し方教育の充実を図り、よりよく社会と関わる資質・能力や実行力を養います。	指導課
		④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進を図ります。 ○ 総合教育展、読書感想文コンクール、英語発表会、席書会、芸術鑑賞教室などの開催や『文集ならしの』の発行等の習志野市文化連盟事業や芸術鑑賞教育をとおして、幼児、児童生徒の豊かな情操を育てます。 ○ 「音楽のまち習志野」ならではの芸術・情操教育を推進していきます。習志野文化ホール休館中も、他市のホールを活用した各学校の合唱コンクールや部活動行事への支援及び小中学校音楽会、ならしの学校音楽祭の開催などを通して、芸術振興・情操教育の充実を図ります。 ○ 休日の部活動において、文化部活動の地域移行を推進し、生徒にとって望ましい文化芸術環境の構築と本市の特色を生かした活動に努め、豊かな情操を育てます。	
		(3) 健やかな体を育む教育の推進【施策番号13】 ① 学校と家庭・地域が連携した健康教育を推進します。 ○ 保健主事・養護教諭が中心となり、健康教育を計画的に推進します。 ○ 各中学校区にて小中合同学校保健委員会を開催し、健康課題を協議することにより、健康意識の向上を図ります。 ○ 家庭・地域と連携し、よりよい生活習慣の確立に努めます。	
		② 体力・運動能力の向上を図ります。 ○ 児童生徒の運動に対する意欲と体力や運動能力の向上を目指して、体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を活用し、体育・保健体育科の授業改善を進めるとともに、学校行事、業間体育や、運動部活動等の内容を充実させます。また、身体を動かす機会を意図的に作り出すために、「遊・友スポーツランキングちば」に積極的に取り組み充実を図ります。 ○ 体育に関する教員の指導力向上に向けて、教員の課題やニーズを把握し、児童生徒の体力・技能向上に必要な研修を実施するとともに、保健体育科の授業を相互に参観する機会を設けるなど、授業改善を図る取り組みの充実に努めます。 ○ 持続可能な運動部活動に向けて、部活動ガイドラインに基づいて、合理的かつ効率的・効果的な活動を推進するとともに、部活動支援事業を引き続き推進するなどして、自主的・自発的活動の更なる活性化に努めます。 ○ 休日の部活動において、運動部活動の地域移行を推進します。市立全7中学校で7部活動での実施、さらに、新たに陸上競技部で地域クラブ型の実施、民間事業者に7校7部活動の運営を委託する取り組みを実施することにより、生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築と本市が築いてきた部活動の良さを生かした活動に努めます。	保健体育安全課
		③ 児童生徒・教職員の健康管理を進めます。 ○ 各種検査や健康診断・ストレスチェックの実施により、児童生徒・教職員の健康状態を把握し、健康の保持増進を図ります。長時間勤務職員への医師面談をもれなく実施できるようにするため、産業医の配置が必須ではない規模の学校で長時間勤務の職員も産業医の面談を受けることができるよう、市で産業医を委嘱し、面談実施の体制を整えます。	保健体育安全課
		(4) 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施【施策番号14】 ① 食育の充実を図ります。 ○ 栄養教諭や栄養職員による、児童生徒の実態に合わせた食育を実施します。 ○ 朝食の喫食率の向上をめざし、保護者や地域と連携した食育を進めていきます。	保健体育安全課 学校給食センター

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	4 子どもの生きる力を育む教育の充実	② 地産地消を推進します。 ○ 学校給食に地元農家の野菜を積極的に取り入れるなど、地産地消に努めます。 ③ 安全な給食の提供を進めます。 ○ 「習志野市学校給食食物アレルギー対応基本方針」に基づき、アレルギー対応を実施します。 ○ 学校給食における危機管理マニュアルを遵守した衛生管理の徹底を図ります。 ④ 保護者の負担軽減を図ります。 ○ 「習志野市第3子以降学校給食費補助金交付要綱」に基づき、第3子以降の学校給食費を無償化します。また、食材料費高騰分を市が負担し、保護者の経済的負担軽減を図ります。	保健体育安全課 学校給食センター 保健体育安全課 学校給食センター 保健体育安全課
		(5) 特色ある学校づくりの進展【施策番号15】 ① 特色ある学校づくりを推進します。 ○ 各学校による独自の研究において、確かな教育に関する研究を行ったり、市指定校の研究において特定の課題を追究し、その解明のための研究をしたりすることを支援し、推進していきます。 ○ 各学校がそれぞれの特性や地域の実態に応じた創意工夫ある取り組みを発揮し、特色ある学校づくりを行えるよう、学校職員の資質向上を図り、教育効果を高めるために指導主事等が学校を訪問し、教育課程や教科研究について指導、助言を行います。 ○ 各学校が取り組む研究を広く公開し、小・中学校の研究成果を市内全体で共有していくことで授業力の向上に努めます。 ○ 日本語を母語としない児童生徒がより充実した学校生活を送ることができるよう、日本語指導教室での指導を継続して実施していきます。また、日本語指導教室を核として、在籍校の担任、言語・文化指導者とも連携し、これまで以上に体系的な日本語指導と支援体制の充実を図ります。 ② 地域の教育環境を生かした教材の開発を進めます。 ○ 各学校の地域の特色を生かして、その地域にある素材を教材化して授業を構成したり、地域・家庭の優れた人材を授業で活用したりして、児童生徒の学びを豊かなものにし、地域の風がいきかうあたたかい学びを創造する中で、人間関係形成能力を育みます。	指導課 指導課
	5 子どもを未来につなげる教育の展開	(1) 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開【施策番号16】 ① 「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。 ○ 児童生徒が自ら課題を持ち、学び合いの中で自分の考えを広げたり深めたりすることができるよう、日常生活や社会生活の中に題材を求めて興味関心を高めたり、多様な場面や形態での話し合い活動を取り入れたりと授業改善を図ります。 ○ 1人1台のタブレット端末を活用する等、個に応じた学びの推進を図ることで、児童生徒の基礎・基本の定着を図ることを目指します。 ○ 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、言語活動や実践的・体験的な活動等を通して、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成することを目指します。 ○ デジタル教科書の積極的な活用を推進し、児童生徒の理解を深めるように努めます。 ○ カリキュラム・マネジメントと関連付けた授業形態や指導方法を工夫し、情報活用能力の育成を図る単元・題材を設定するよう努めます。	指導課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	5 子どもを未来につなげる教育の展開	② 読書教育の充実を図ります。 ○ 「習志野市子どもの読書活動推進計画(2019～2025)」に基づき、実践を進めます。また、学校図書館の利活用促進と整備を図り「優秀図書館」「いつでも利用できる図書館」を目指すとともに、市立図書館との連携を図ります。 ○ 学校における学校電子図書館の活用を推進します。朝読書に加え、授業の中で電子図書館の本を活用した読書や調べ学習を取り入れたり、家庭学習にも活用したりすることで、児童生徒がデジタルで長い文章を読む能力の育成を目指します。	指導課
		(2) 国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開 【施策番号17】 ① 個に応じた進路指導の充実を図ります。 ○ 生涯学習の基礎として、また、将来に向けた人生設計へと発展していくために、児童生徒一人一人が自分の能力・適性や可能性を把握し、主体的に進路を自己選択できる資質・能力の育成を図ります。	指導課
		② キャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成を図ります。 ○ 大きく変化していく社会を児童生徒が逞しく生きていく力を育むために必要な、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力を、学校の教育活動全体を通して身に付けさせます。	指導課
		③ 外国語教育・国際理解教育の充実を図ります。 ○ 外国語及び外国語活動において、コミュニケーションの素地及び基礎を養うなど、社会の変化に柔軟に対応できる力を培うために、英語指導助手の活用や小中連携、指導法の研修等を充実させます。 ○ 総合的な学習の時間や外国語、外国語活動等の時間を通して、諸外国の生活様式や文化に対する理解を深める学習の充実を図ります。 ○ ICTを活用して、授業等において海外の方々へ自分達の住む地域等を紹介するといった国際交流の推進について、検討を進めていきます。	指導課
		④ 平和教育・環境教育の充実を図ります。 ○ 本市の「核兵器廃絶平和都市宣言」に基づき、習志野市原爆被害者の会と連携した「被爆体験講話」の実施やDVDの視聴等により、児童生徒の平和意識を高めます。 ○ 指導主事による教科指導や研修を行い、総合的な学習の時間を核としながら、各教科等横断的にSDGsに対する児童生徒の知識・理解を深めるとともに、持続可能な社会の創り手を育成します。	指導課
		(3) 1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開 【施策番号18】 ① 1人1台タブレット端末の効果的な活用を図ります。 ◎ ICT活用推進プロジェクトにおいて、学習指導の一層の充実、学校と家庭との連携強化、臨時休業時や欠席の児童生徒における学びの保障(オンライン授業)のためのICT機器の活用を推進します。また、授業支援システムの導入によりタブレット端末の活用促進を図ります。	総合教育センター 指導課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	5 子どもを未来につなげる教育の展開	② 学校のデジタル化における1人1台タブレット端末の活用の充実を図ります。 ○ 全小・中学校でより効果的なICT機器の活用が図れるよう、指導主事及びICT学習指導員が活用事例を示して指導するとともに、ICT支援員によるさらなる支援の充実を図り、教員のICT活用能力向上に努めます。 ○ 各小・中学校のICT活用を推進するリーダーとなるようICTマイスターを育成し、各校においてICTマイスターが中心となったOJTによる研修の充実を図ります。 ③ 1人1台タブレット端末を活用した指導力向上のための研修等の充実を図ります。 ○ 全小・中学校でより効果的なICT機器の活用が図れるよう、指導主事及びICT学習指導員が活用事例を示して指導するとともに、ICT活用教育研修等を通して「個別最適な学び」「協働的な学び」につながるICT機器の活用法を学び、教員の指導力向上に努めます。 ○ ICT活用の基本的な内容を中心とした基礎研修を実施します。複数の講師を配置し、少人数で学ぶ場を設定することで、教員の不安感・苦手意識を軽減し、指導力向上を図ります。	総合教育センター 総合教育センター
		(4) 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開 【施策番号19】 ① 安全管理を徹底します。 ○ 各学校にて危機管理マニュアルを見直し、教職員の役割分担を明確化します。安全教育的充実の観点から、その取り組み評価をPDCAサイクルの視点で改善を図ります。 ○ 学校や通学路等で発生した事故の状況をデータベース化して分析し、安全対策を進めるとともに、習志野警察、道路管理課、防犯安全課、青少年センター等との連携を図ります。 ○ 地域と連携した実効性のある防災訓練を実施します。 ◎ いざという時に対応できる教育委員会の災害対応マニュアルを作成します。 ○ 通学路安全対策協議会を設置し、学校、道路管理課、防犯安全課、習志野警察、教育委員会が連携し、通学路の点検及び定期的な学校施設の安全点検と安全教育を行います。 ② 安全教育を推進します。 ○ 児童生徒等が災害時に自らの命を守るために主体的に行動できるように教育活動全体を通して、生活安全、交通安全、災害安全の指導に努めます。 ○ 各学校における学校安全計画の内容を確認し、取り組みの検証を行います。安全に対する職員の研修を学校安全計画に位置付け、安全教育を通して、児童生徒の危険予測能力・危険回避能力の育成を図るとともに、保護者や地域と連携して、安全対策を推進します。 ○ 習志野警察、道路管理課、防犯安全課と連携し、児童生徒に対する自転車の乗り方や交通ルールについての啓発及び指導のための資料を整理し、学校での活用を推進します。 ◎ 防災士、危機管理課、消防等と連携し防災学習の充実を図ります。	保健体育安全課 保健体育安全課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅱ 生涯学習推進にわたる学びの推進	7	(3) 社会教育指導者の確保と養成【施策番号24】 ①指導者の確保に努めます。 ○ 社会教育主事有資格者や社会教育主事など、社会教育を推進する上で必要な専門職員の確保に努めるとともに、社会教育に関する専門的な知識を得るための研修会に積極的に参加します。また、指定管理者制度を導入している公民館については、社会教育主事有資格者を配置します。 ②指導者の養成に努めます。 ○ 専門的な知識を得るため、各種研修会に積極的に参加するとともに、専門職員が相互に教えあい、学びあうことで、職員の資質向上を図ります。また、指定管理者制度を導入している公民館においては、社会教育主事有資格者の配置により、日常業務の中で専門性を生かした職員の指導を行います。	社会教育課 公民館 社会教育課 公民館
		(4) 自主自立課題解決型社会の推進【施策番号25】 ① 自主活動(サークル活動等)の場の提供を図ります。 ○ 市民の自主的な活動をより活発に展開できるよう、また、社会教育団体や周辺地域の町会・自治会等が継続的に活動することができるよう、公民館を活動場所として提供します。 ○ 全公民館において、施設内の諸室でサークル等が活動する際に利用できるよう、持ち運びが可能なポケット型Wi-Fiの貸し出しを引き続き実施します。 ② 図書館機能の充実を図ります。 ○ 市民が自らの力で課題解決できるよう、図書資料の整備やLINE等による情報提供に努めます。	社会教育課 公民館 図書館
	8	(1) 芸術・文化活動の振興【施策番号26】 ① 文化振興計画に基づいた事業の推進を図ります。 ○ 「習志野市文化振興計画」に基づき、関係する部署と連携を図りながら文化芸術事業を推進します。 ◎ 習志野文化ホール(令和5年3月)及びモリシアホール(令和7年3月)閉館後から再整備までの文化芸術振興の在り方、コロナ禍を経た人々の行動変化等を踏まえた次期計画(令和8～15年度)を策定します。 ○ 文化事業に関するホームページの充実と情報の一元化を図り、分かりやすく、情報を入手しやすいよう引き続き整備します。 ○ 上記ホール閉館後、本市の文化芸術の振興において、従来の文化ホールを中心とした取り組みから公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団、及び習志野市芸術文化協会と相互に連携・補完しあいながらアウトリーチ事業の展開や文化芸術団体への活動支援等、新たなアプローチにより充実を図ります。 ② 市民参加行事の充実を図ります。 ○ 公民館等において、地域の歴史や文化の学習、体験等を目的とした講座や行事の開催、地域の特色を活かしたコンサート等を開催するなど、市民の芸術・文化活動の発表の場と芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図ります。 ③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供を図ります。 ○ 本市の芸術・文化の振興と推進を担う公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団が取り組む文化事業を支援します。	社会教育課 社会教育課 公民館 社会教育課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進	9 文化財の保存と活用	(1)文化財の保存【施策番号27】 ① 文化財の収集・保存の充実を図ります。 ○ 指定文化財の維持管理、資料収集・資料調査等、文化財の保存に取り組みます。 ○ これまでの市史において追加・修正を要する点に加え、新たな歴史的事実等を踏まえながら、市の歴史をわかりやすく、読みやすく解説した「新版 習志野ーその今と昔」の令和版の作成に取り組みます。 ◎ 生涯学習施設改修整備計画に基づき、埋蔵文化財等の保存・展示機能拡大に向け、実花公民館の跡施設における郷土資料展示室開設に向けた基本構想策定について検討します。	社会教育課
		② 開発に伴う埋蔵文化財調査の充実を図ります。 ○ 事業者及び関係機関との調整・協議を綿密に行い、引き続き、埋蔵文化財の保護に努めます。	社会教育課
		(2)文化財の活用【施策番号28】 ① 旧大沢家住宅・旧鴛田家住宅の活用の充実を図ります。 ○ 旧大沢家住宅・旧鴛田家住宅の利用を推進するため、旧鴛田家住宅の応急改修工事等施設の整備や主催行事の充実を図ります。	社会教育課
		② 文化財の展示・普及を推進します。 ○ 埋蔵文化財調査室を中心に、文化財の展示の充実を図ります。	社会教育課
	10 青少年健全育成の推進	(1)青少年育成団体の活動支援【施策番号29】 ① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制を推進します。 ○ 青少年の健全育成に寄与する団体同士の連携がスムーズに展開できるよう、定期的な意見交換等の場を提供します。	社会教育課
		② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化を図ります。 ○ 各青少年健全育成団体の活動の支援及び協力体制の強化を図ります。	社会教育課
		(2)家庭や地域の青少年教育力の向上【施策番号30】 ① 情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。 ○ 青少年補導委員連絡協議会や中学校区青少年健全育成連絡協議会と協力し、見守り活動や補導活動を行います。また、「少年の日のポスター展」「青少年健全育成標語展」や小学生対象の体験学習など、青少年が社会の一員であることの意識の向上と体験的な学習を通して青少年の育成及び非行の未然防止を目指します。 ○ 青少年の健全育成を目指す関連する他課との連携を深め、ボランティア活動や体験的な学習、相談活動の充実を図ります。	青少年センター
		② インターネットトラブルの未然防止に向けて取り組みます。 ○ 青少年のネット被害防止に向けた実態調査や関係団体からの情報収集を行い、学校との情報共有を図ります。県青少年インターネット適正利用啓発講演の講師派遣要請に加え、青少年センター職員派遣による適正利用啓発学習会を推奨し、小学校中学年から情報モラル教育を支援してまいります。また、県の県民生活課が実施するネットパトロールとの連携を、引き続き行います。	青少年センター
		(3)青少年のための施設における活動の充実【施策番号31】 ① 富士吉田青年の家における活動の充実を図ります。 ○ 青少年の社会性と環境理解の育成に重点を置き、市民を対象とした主催事業では、富士山を教材に当施設の特性を効果的に提供する事業を実施します。	社会教育課 富士吉田青年の家

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進	10 青少年健全育成の推進	(4) 子どもの居場所づくりの推進【施策番号32】 ① 放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備を図ります。 ◎ 就学児童を対象に放課後等の安全・安心な子どもの居場所づくりとして、津田沼小学校、大久保小学校、谷津南小学校に「放課後子供教室」を開設します。 ◎ 若者の意見を受け、主に中高生の居場所づくりを検討するとともに、地域のイベント・行事等に興味関心を抱き、参加しやすいよう、これらの情報をわかりやすく入手できる一括した情報発信のプラットフォームとなるホームページを開設し、定期的なSNSによる発信を実施します。 ② 地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。 ○ 「放課後子供教室」において、学習やスポーツ、芸術文化活動、地域住民との交流等の機会を提供し、心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組みます。	社会教育課 社会教育課
	11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進	(1) 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進【施策番号33】 ◎ スポーツ、レクリエーション活動を通じて、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現を目指すため、次期「習志野市スポーツ推進計画(令和8～15年度)」を策定します。 ① 「する」スポーツを推進します。 ○ 働き盛り・子育て世代がスポーツに取り組めるよう「親子参加」の機会拡充を図ります。 ○ ニュースポーツの周知・普及を推進し、誰でも気軽に取り組むことができる環境づくりに努めます。 ○ 自宅等でも運動が続けられるよう、オンライン等のスポーツ教室に取り組みます。 ② 「みる」スポーツを推進します。 ○ トップチーム、トップアスリートの試合を誘致し、市民が身近に観戦できる機会を提供します。 ③ 「支える」スポーツを推進します。 ○ スポーツ活動やコミュニティ活動の充実を図るため、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体の活動を支援します。 ○ 市民にスポーツを身近に感じてもらえるよう、スポーツイベント等の広報活動の充実を目指します。	生涯スポーツ課 生涯スポーツ課 生涯スポーツ課 生涯スポーツ課
政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	12 家庭教育力の向上	(1) 家庭教育に関する学習機会の充実【施策番号34】 ① 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実を図ります。 ○ 乳幼児から中学生までの子どもの発達段階に応じた家庭教育について、具体的に学べる講座を開催するとともに、魅力ある講座内容や保護者が参加しやすい開催方法等を検討します。	公民館
		(2) 家庭教育相談の充実【施策番号35】 ① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割を推進します。 ○ 子どもに関する多様な相談、家庭や学校の困難さに寄り添い、それぞれに合った教育相談を進めていきます。外部とのつながりが必要な児童生徒には、適応指導教室「フレンドあいあい」や訪問相談などにつなげていきます。 ○ 事例研修を通じて、適切な支援を行うことができるよう、相談員の専門的な知識や技術の向上に努めます。 ○ 学校、指導課、子育て支援課、ひまわり発達相談センター、千葉県子どもと親のサポートセンター、児童相談所等の関係諸機関との連携を図り、相談者の要望に応じた相談の充実に努めます。 ○ 保護者や教職員等を対象とした、不登校に関する理解や対策を推進する支援の場を提供します。	総合教育センター

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	12 家庭教育力の向上	② 不登校児童生徒解消を推進します。 ○ ひきこもり傾向がある児童生徒には、訪問相談が活用できるように積極的に働きかけるなど、家庭や学校と連携して、不登校児童生徒の支援に取り組みます。	総合教育センター
		③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応を図ります。 ○ 小・中学校の教職員は、児童虐待を最も発見しやすい立場にあることから、子どもの変化から児童虐待の兆候やヤングケアラーの早期発見に努めます。 ○ 子どもの命と人権を守るために、市長事務局、児童相談所、民生委員・児童委員、人権擁護委員等の関係諸機関と速やかに連携し、組織的な解決を図ります。	指導課
	13 地域に開かれた学校づくり	④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応を図ります。 ○ 児童相談所による一時保護等から学校に戻った児童生徒について、学校と関係諸機関との情報共有が継続して図られるよう体制の見直しに努めます。 ○ 関係諸機関が作成した資料等を活用して、学校が対応する際のポイント等について、研修会等を通じて周知します。	指導課
		(1) 積極的な情報公開と意見交換の充実【施策番号36】 ① 学校と家庭・地域相互の情報交換を推進します。 ○ 各学校のホームページは、必要な情報が掲載されるよう、基本方針の見直しを図ります。	総合教育センター
		(2) 地域とともにある学校づくりの推進【施策番号37】 ① 社会に開かれた教育課程を推進します。 ○ 社会に開かれた教育課程の事例について各学校への情報提供を行い、教育課程の編成を支援します。	指導課
		② 地域社会との連携・協働した活動を推進します。 ○ 学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちを見守り、育成するため、各小・中学校の地域学校協働本部を活用し、地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働する地域学校協働活動を推進します。	社会教育課
		③ 学校運営協議会の運営を支援します。 ○ 令和5年度より全小・中・高等学校に設置した学校運営協議会において、学校・保護者・地域が連携し、よりよい学校運営のための支援をします。	指導課 学務課 習志野高校
	14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり	(1) 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進【施策番号38】 ① 街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実を図ります。 ○ 青少年補導委員や中学校区青少年健全育成連絡協議会との連携のもと、街頭補導活動や防犯パトロールの実施回数を確保し、定期的に実施します。各地区の活動について情報共有を行い、補導活動の充実を図ります。 ○ 青色回転灯を装着した公用車による補導活動を実施し、犯罪未然防止の一翼を担います。	青少年センター
		② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりを推進します。 ○ ホームページやパンフレットによるPRや出張登録会等を積極的に実施するとともに、学校と連携し、保護者や子どもたちに「子ども110番の家」を周知します。また、加入者へのアンケート調査や研修会の開催などを実施し、制度の充実を図ります。	青少年センター

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備	15 安全で潤いのある学校環境の整備	(1) 幼稚園・こども園の教育環境の整備【施策番号39】 ① 新たなこども園の設置と幼稚園の再編を図ります。 ○ 「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」に基づき、取り組みを進めます。 ② 幼稚園・こども園の施設補修を図ります。 ○ 老朽化等への対策及び適正な教育・保育環境を維持するため、施設の改修工事等を行います。	こども政策課 こども保育課 こども政策課
		(2) 小・中学校の教育環境の整備【施策番号40】 ① 学校施設の改築・長寿命化改修・大規模改修等を推進します。 ○ 「習志野市第2次学校施設再生計画」に基づき、学校施設の改築、長寿命化、大規模改修等を行い、安全で潤いのある教育環境の整備を行います。 ・改築: 大久保小学校(工事)、第二中学校(工事)、大久保東小学校(設計・工事)、鷺沼小学校(設計) ・長寿命化改修: 屋敷小学校(工事)、藤崎小学校(設計) ・大規模改修: 袖ヶ浦東小学校(工事) ○ 学校で働く教職員の働き方改革に資する健康維持や健康回復を支援するため、育児休業明け教職員の搾乳やすべての教職員がリフレッシュ出来る機能の確保に努めます。 ② 小中学校の体育館に空調を設置します。 ○ 猛暑の影響による熱中症対策が急務であることを鑑み、市立全小・中学校の体育館に空調を設置します。	教育総務課 教育総務課
		(3) 市立高等学校の教育環境の整備【施策番号41】 ① 習志野高校の教育環境の整備を推進します。 ◎ 猛暑の影響による熱中症対策が急務であることを鑑み、体育館に空調を設置します。 ○ 老朽化した施設の改修や点検結果に基づく対策など、学校施設の環境改善に努めます。	習志野高校
		(4) 学校関連施設の環境整備【施策番号42】 ① 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバックを進めます。 ○ 定期的なモニタリングを実施することにより、問題点等の洗い出しを行い、問題解決に向け特別目的会社(SPC)構成企業と定期的な協議会を実施します。 ② 給食センターの日常業務の円滑化を進めます。 ○ SPC構成企業との情報共有化と連絡体制を確立し、給食調理業務を遅滞なく進め、安全・安心な学校給食の提供を行います。 ③ 総合教育センターの再整備を進めます。 ○ (仮称)新総合教育センターの整備に向けて、基本計画を策定します。	学校給食センター 保健体育安全課 学校給食センター 総合教育センター
	16 社会教育施設の再編・整備	(1) 社会教育施設の整備【施策番号43】 ① 社会教育施設の改修・整備を推進します。 ○ 市民が社会教育施設を安全に使用することができるよう、適切な維持補修に努めます。 ○ 富士吉田青年の家では、第2次公共建築物再生計画に基づき、長寿命化改修工事を令和7年度から8年度に実施し、築75年まで施設を安全に継続使用できるよう努めます。	社会教育課 公民館・図書館 富士吉田青年の家

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備	健康・体力を育むスポーツ施設の整備	17 (1)「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用)【施策番号44】 ① スポーツ環境の整備、安全性の維持を図ります。 ○ 学校体育施設開放事業の充実に努めます。 ○ 老朽化対策など、利用者が施設を安全・快適に利用できるよう改修工事を実施します。 ・袖ヶ浦体育館空調設備設置 ・秋津サッカー場人工芝化並びに観覧席トイレ改修工事 ○ ネーミングライツパートナー制度の導入を通じて財源を確保し、体育施設の良好な管理運営を行います。	生涯スポーツ課
	教育行政の効率的・効果的な展開	18 (1)教育委員会事務局の活性化【施策番号45】 ① PDCAサイクルに基づく活動を推進します。 ◎ 千葉県の第4期教育振興基本計画及び習志野市基本構想をもとに令和8年度から令和15年度を計画期間とする「習志野市教育振興基本計画」を策定し、公表します。 ○ 「教育に関する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価(報告書)」の内容の精査・見直しを行い、その後の施策へ反映していくことで実効性のあるPDCAサイクルを確立します。 ② 広報活動の充実を図ります。 ○ 学校教育だよりの内容充実、また、校務支援システムを用いた情報発信の拡充に取り組みます。 ○ 学校教育を中心に、生涯学習部やこども保育課の活動も含め、幅広い情報の発信に取り組みます。 ③ 学校事務職員との連携を強化します。 ○ 学校事務職員との連携により、効率的かつ正確な事務を実施します。 ④ 先進的な施策の研究を進めます。 ○ 次期「教育振興基本計画」の策定に併せ、令和15年までを見越した施策等を精査します。 ○ 教育費の保護者負担について、学習教材の共用品化を推進するとともに、個人用の図書教材や校外学習等に検討の範囲を広げ、習志野市教育委員会としての基本的な考え方による公費負担と私費負担の峻別に努めます。 ⑤ 学校における働き方改革を推進します。 ○ ICTを活用した出退勤記録システムを活用し、教職員の勤務時間を客観的に把握します。 ○ 校務支援システム及びICTを活用することにより事務処理の効率化を図ります。 ◎ デジタル採点システムを導入し、中学校における採点業務の負担軽減を図ります。 ○ 教育委員会から学校へ依頼する調査等について精査、削減に努めます。 ○ 学校において教育課程の工夫による放課後時間の確保等により、「子どもと向き合う時間を確保できている教職員の割合」100%を目指します。 ○ 部活動において、地域移行の推進を強化し、児童生徒と向き合う時間の確保と教職員の負担軽減を促進します。	教育総務課 教育総務課 学務課 教育総務課 学務課 指導課 教育総務課 学務課 保健体育安全課 指導課 総合教育センター